

学校給食費の支払いが納付期限を過ぎた場合の遅延損害金計算方法

【遅延損害金の計算方法】

$$\text{学校給食費（※1）} \times \text{利率（※2）} \times \text{日数（※3）} / 365 \text{日（※4）} = \text{遅延損害金（※5）}$$

- ※1 学校給食費 2,000 円以上が対象となり、1,000 円未満の端数は切り捨て
- ※2 年3%（民法第 404 条 2 項に規定の法定利率）
- ※3 納付期限の翌日から納付した日までの日数
- ※4 うるう年でも 365 日で計算する。
- ※5 算出した遅延損害金の端数処理について
 - ・算出額が 1,000 円未満の場合・・・全額切り捨て
 - ・算出額が 1,000 円以上の場合・・・100 円未満の端数を切り捨て